

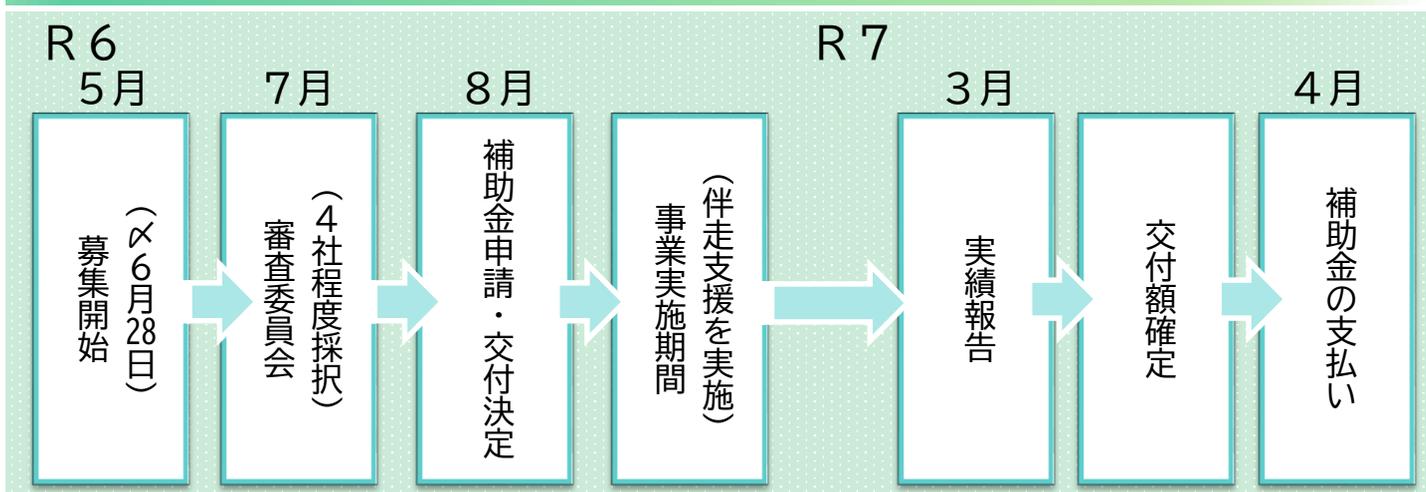
令和6年度 スタートアップ支援補助金

県内に拠点を置くスタートアップ等(※)が取り組む革新的なビジネスモデルを活用した新規事業を支援します。

補助金の概要

- 01 対象期間 交付決定～令和7年3月14日(金)
- 02 補助率、補助限度額 補助率2/3以内、補助限度額300万円
- 03 補助対象経費 人件費、旅費、消耗品費、報償費、委託費、通信運搬費、貸借料、広告宣伝費 等

事業スケジュール



募集期間

令和6年5月21日(火)～令和6年6月28日(金)

応募方法

右記のQRコード、もしくは以下のURLからお申込みください。

<https://logoform.jp/form/8vMX/520330>
(応募は電子申請のみです)

応募はコチラ



詳細はコチラ



※「スタートアップ等」とは、「募集〆切(令和6年6月28日)時点で創業後15年未満の中小企業者かつ未上場の企業」または「県のスタートアップ支援事業を終了し、当該事業において事業の磨き上げ支援、オープンイノベーションによる事業創出支援を受けた事業を行う方」のこと。

補助対象者

応募には、原則、以下の(1)から(5)の要件をすべて満たしている必要があります。

なお、今後、三重県内で起業予定である学生の場合は(1)の要件は問いません。

- (1)三重県内に拠点(事業所または住所)を有し、原則、三重県で事業を実施している法人または個人事業主であること。
- (2)事業化にあたってプロトタイプを有していること。
(検証や実証が可能なレベルの試作品、サービス等を有していること)。
- (3)申請者が暴力団等の反社会的勢力又は反社勢力との関係を有するものではないこと。
- (4)三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5)募集〆切(令和6年6月28日(金))時点で「創業後15年未満の中小企業者かつ未上場」であること、または「県のスタートアップ支援事業を終了し、当該事業において事業の磨き上げ支援、オープンイノベーションによる事業創出支援を受けた事業を行う方」のこと。

補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、以下の(1)から(3)に該当する事業であることが必要です。

- (1)革新的なビジネスモデルを活用した新規事業創出のための検証や新サービス・製品の実証であること。
- (2)公序良俗に反する事業ではないこと。
- (3)本補助事業期間内に、同一の事業計画で国(独立行政法人を含む)又は県の補助金、助成金の交付決定を受けていないこと。

お問合せ先

〒514-8570
三重県津市広明町13番地三重県庁本庁舎8階

三重県雇用経済部 産業イノベーション推進課 技術革新班
スタートアップ支援補助金担当 矢形・澤田

TEL:059-224-2227 E-Mail:sougyo@pref.mie.lg.jp

三重県スタートアップ支援



(県HP)



(県facebook)